

地方競馬全国協会 会報

第 268 号 平成 17 年 8 月

目 次

競馬関係

登録関係

馬主及び馬の登録数調べ

規程関係

協会業務規程

地方競馬全国協会組織規程の一部改正

人事

平成 17 年 8 月

できごと

平成 17 年 7 月

馬主及び馬の登録数調べ

平成 17 年 7 月分
登録件数等

区 分	登 録	抹 消	登録証 再交付	登録事項変更			
				住所	馬主	馬名	他
馬 主	53	4	1	6			1
馬	404	329	1		207	9	12

競走種別・年齢別の馬登録頭数

種別 年齢	平 地			ばん えい	計
	サラ系	アラ系	小計		
2 歳	210	32	242	1	243
3 歳	94	1	95	0	95
4 歳	26	0	26	0	26
5 歳	15	0	15	0	15
6 歳以上	25	0	25	0	25
計	370	33	403	1	404

ただし、登録事項の変更及び抹消については7月中に事務処理済みの件数である。

地方競馬全国協会組織規程の一部改正

地方競馬全国協会組織規程(昭和三十七年度規約第二号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規約は、平成十七年八月一日から実施する。

(原文縦書)

新	旧
<p>第二条 協会に次の六部一室のほかに、検査役を置く。 一～七 (略) 八 監査室</p>	<p>第二条 協会に次の六部一室のほかに、検査役を置く。 一～七 (略)</p>
<p>第三条 企画部に、<u>競馬振興室</u>、<u>広報室</u>及び企画課を置く。 2 総務部に、次の二課を置く。 一・二 (略) 3～6 (略)</p>	<p>第三条 企画部に、<u>広報室</u>及び企画課を置く。 2 総務部に、<u>考査室</u>及び次の二課を置く。 一・二 (略) 3～6 (略)</p>
<p>第四条 第二条の部に部長を、<u>教養センター</u>に所長を、<u>監査室</u>に室長を置く。 2・3 (略) 4 <u>監査室長は、会長の命を受け、室務(監査室の所掌事務をいう。)を掌理する。</u></p>	<p>第四条 第二条の部に部長を、<u>所</u>に所長を置く。 2・3 (略)</p>
<p>第四条の二 <u>競馬振興室</u>及び<u>広報室</u>に室長を、研修館に館長を置く。 2 <u>競馬振興室長及び広報室長は、部長の命を受け、室務(競馬振興室又は広報室の所掌事務をいう。)を処理する。</u> 3 館長は、所長の命を受け、館務(研修館の所掌事務をいう。)を処理する。 4 (略) 5 次長は、部長又は所長を助け、部務又は所務(第二項の室務及び第三項の館務を除く。)を処理するものとし、総務部に次長を二名置く場合にあつては、次長は、それぞれ担当を命ぜられた部務を処理する。</p>	<p>第四条の二 <u>広報室</u>及び<u>考査室</u>に室長を、研修館に館長を置く。 2 <u>室長は、部長の命を受け、室務(広報室又は考査室の所掌事務をいう。以下同じ。)を処理する。</u> 3 館長は、所長の命を受け、館務(研修館の所掌事務をいう。以下同じ。)を処理する。 4 (略) 5 次長は、部長又は所長を助け、部務又は所務(室務及び館務を除く。)を処理するものとし、総務部に次長を二名置く場合にあつては、次長は、それぞれ担当を命ぜられた部務を処理する。</p>
<p>第四条の五 部、<u>教養センター</u>及び<u>監査室並びに競馬振興室及び広報室</u>に、調査役を置くことができる。 2 調査役は、部長、<u>所長</u>又は室長の命ずる事務を処理する。</p>	<p>第四条の五 部及び<u>所並びに広報室及び考査室</u>に、調査役を置くことができる。 2 調査役は、部長若しくは<u>所長</u>又は室長の命ずる事務を処理する。</p>
<p>第七条 企画部においては、次の事務を行う。</p>	<p>第七条 企画部においては、次の事務を行う。</p>

新	旧
<p>一～六（略） （削る。）</p> <p><u>2 競馬振興室においては、前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事務を行う。</u></p> <p><u>3 広報室においては、第一項第五号及び第六号に掲げる事務を行う。</u></p> <p>第八条 総務部においては、次の事務を行う。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 図書、資料等の整理保管等に関すること。 〔新設〕</p> <p><u>六 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）に関する事務（第十二条の三第六号に掲げる事務を除く。）の総括及び連絡調整に関すること。</u></p> <p><u>七～十四</u> （削る。）</p> <p>（削る。） （削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p><u>十五 前各号に掲げるもののほか、他の部及び教養センターの所掌に属しない事項に関すること。</u> 〔削る。〕</p>	<p>一～六（略）</p> <p><u>七 情報公開に関すること。</u></p> <p><u>2 広報室においては、前項第五号から第七号までに掲げる事務を行う。</u></p> <p>第八条 総務部においては、次の事務を行う。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 図書及び資料等の整理保管等に関すること。</p> <p><u>六～十三</u></p> <p><u>十四 協会の補助又は助成した事業（以下「補助事業等」という。）の効果の測定に関すること。</u></p> <p><u>十五 補助事業等の監査を行うこと。</u></p> <p><u>十六 前二号に掲げるもののほか、補助事業に関連し必要な考査を行うこと。</u></p> <p><u>十七 異議申立ての審査及び聴聞の主宰に関すること。</u></p> <p><u>十八 前各号に掲げるもののほか、他の部及び所の所掌に属しない事項に関すること。</u></p> <p><u>2 考査室においては、前項第十四号から第十七号までに掲げる事務を行う。</u></p>
<p>第九条 事業推進部においては、次の事務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p><u>三 農林水産大臣の認定を受けた都道府県等が当該認定を受けた競馬連携計画に基づいて行う事業に対する補助及びこれに附帯する業務に関すること。</u></p> <p><u>四・五</u></p> <p>第十一条 公正部においては、次の事務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 調教師及び騎手並びに専門職員の養成及び訓練に係る教養センターと各部室との連絡調整に関すること。</p>	<p>第九条 事業推進部においては、次の事務を行う。</p> <p>一・二（略）</p> <p><u>三・四</u></p> <p>第十一条 公正部においては、次の事務を行う。</p> <p>一（略）</p> <p>二 調教師及び騎手並びに専門職員の養成及び訓練に係る教養センターと各部との連絡調整に関すること。</p>

新	旧
<p>第十二条 畜産振興部においては、次の事務を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>競走馬の生産振興に資するための事業に対する補助及びこれに附帯する業務に関すること。</u></p> <p>三 <u>前二号に掲げるもののほか、畜産の振興に資するため必要な業務に関すること。</u></p> <p>第十二条の三 <u>監査室においては、次の事務を行う。</u></p> <p>一 <u>内部監査に関すること。</u></p> <p>二 <u>協会の補助又は助成した事業(以下「補助事業等」という。)の効果の測定に関すること。</u></p> <p>三 <u>補助事業等の監査を行うこと。</u></p> <p>四 <u>前二号に掲げるもののほか、補助事業に関連し必要な考査を行うこと。</u></p> <p>五 <u>行政不服審査法に基づく異議申立て(次号に係るものを除く。)の審査及び行政手続法に基づく聴聞の主宰に関すること。</u></p> <p>六 <u>独立行政法人等情報公開法又は独立行政法人等個人情報保護法に基づく異議申立てについての情報公開・個人情報保護審査会への諮問に関すること。</u></p> <p>別表</p> <p style="padding-left: 2em;">課の事務分掌</p> <p>企画部</p> <p style="padding-left: 2em;">企画課</p> <p style="padding-left: 4em;">〔削る。〕</p> <p style="padding-left: 4em;">〔削る。〕</p> <p style="padding-left: 2em;">地方競馬の主催者及び公営競技関係団体との連絡並びに各部所との連絡調整に関すること。(公正部の所掌事務を除く。)</p> <p style="padding-left: 4em;">〔削る。〕</p> <p>総務部</p> <p>1 総務課</p> <p style="padding-left: 2em;">一～四 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">五 <u>図書、資料等の整理保管等に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">六 <u>独立行政法人等情報公開法及び独立行政法人等個人情報保護法に関する事務(第十二条の三第六号に掲げる事務を除</u></p>	<p>第十二条 畜産振興部においては、次の事務を行う。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 <u>前号に掲げるもののほか、畜産の振興に資するため必要な業務に関すること。</u></p> <p>別表</p> <p style="padding-left: 2em;">課の事務分掌</p> <p>企画部</p> <p style="padding-left: 2em;">企画課</p> <p style="padding-left: 2em;">一 <u>協会の業務に係る基本的事項についての企画立案及び調査に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">二 <u>地方競馬の経営の改善に必要な事項の企画、調査及び研究に関すること。</u></p> <p style="padding-left: 2em;">三 地方競馬の主催者及び公営競技関係団体との連絡並びに各部所との連絡調整に関すること。(公正部の所掌事務を除く。)</p> <p style="padding-left: 2em;">四 <u>その他、会長が特に命ずる事項の企画及び調査に関すること。</u></p> <p>総務部</p> <p>1 総務課</p> <p style="padding-left: 2em;">一～四 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">五 <u>図書及び資料等の整理保管等に関すること。</u></p>

新	旧
<p><u>く。)の総括及び連絡調整に関すること。</u> <u>七~二十</u></p> <p>事業推進部 1 事業課 一・二 (略) <u>三 農林水産大臣の認定を受けた都道府県 等が当該認定を受けた競馬連携計画に基 づいて行う事業に対する補助及びこれに 附帯する業務に関すること。</u> 四 (略)</p> <p>畜産振興部 2 振興第二課 二 家畜の改良及び増殖、畜産の経営の合 理化並びに飼料の増産及び利用の増進に 資するための事業の補助に関すること。 <u>三 競走馬の生産振興に資するための事業 の補助及びこれに附帯する業務に関する こと。</u></p>	<p>六~十九</p> <p>事業推進部 1 事業課 一・二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>畜産振興部 2 振興第二課 家畜の改良及び増殖、畜産の経営の合理化 並びに飼料の増産及び利用の増進に資するた めの事業の補助に関すること。</p>

人 事

地方競馬全国協会役員の人事異動について

【再任】（平成 17 年 8 月 1 日付け）
理事 信國卓史

地方競馬全国協会職員の人事異動について

【配置換】（平成 17 年 8 月 1 日付け） 室部長
監査室長 倉澤景晴（総務部考査室長）
企画部競馬振興室長併任 雨宮敬徳（企画部長）

氏名の括弧内は異動前の役職

できごと

平成 17 年 7 月

7 月 22 日 平成 17 年度第 2 回馬主登録審査委員会